

国 水 水 第 4 2 3 号  
令和 7 年 3 月 13 日

都道府県水道行政担当部（局）長 殿  
国土交通大臣認可 水道事業者 殿  
国土交通大臣認可 水道用水供給事業者 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長

### 令和 6 年度水道技術管理者研修の開催について

水道事業の推進につきまして、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、水道技術管理者が水道法第 19 条第 2 項に定める職務の遂行に必要な基本的事項の習得を目的として、標記研修を下記のとおり開催いたしますので、水道技術管理者の受講をいただけますようお願いいたします。

都道府県水道行政担当部（局）長におかれましては、貴管内の都道府県知事認可水道事業者等（簡易水道事業を含む）へ受講いただくよう情報提供をお願い申し上げます。

また、水道法第 24 条の 3 及び水道法第 24 条の 4 に該当する水道事業者等におかれましては、水道管理業務受託者及び水道施設運営権者へ受講いただくよう情報提供をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 日時

令和 7 年 3 月 24 日（月）10 時 ～ 3 月 31 日（月）17 時（予定）

（YouTube による期間限定配信）

#### 2. 場所

オンライン開催

（YouTube による期間限定配信）

#### 3. 対象者

- （1）水道技術管理者
- （2）水道事業者等から水道法第 24 条の 3 第 3 項に基づく委託を受けた受託水道業務技術管理者
- （3）水道事業者等が水道施設運営権を設定した水道法第 24 条の 7 第 1 項に基づく水道施設運営等事業技術管理者
- （4）上記以外に受講を希望する者

#### 4. 研修内容

##### (1) 最近の水道行政の動向について

・最新の動向、緊急耐震化点検、施設の維持管理、PFOS 及び PFOA 関連、補助金関連

##### (2) 水道技術管理者について

・水道技術管理者の職務遂行、役割など

##### (3) 取組等の報告

・令和 6 年能登半島地震における日本水道協会の応援活動と得られた課題・教訓  
・調査研究（浄水処理における PFAS 除去、水道施設の新たな点検手法）

#### 5. 参加方法

以下 URL にアクセスし、必要事項を入力いただくと、受講用 URL が表示されますので、表示された受講用 URL にアクセスし、受講してください。

URL : <https://forms.gle/tkZnxuy9tcCEP4wPA>

#### 6. 受講にあたってのお願い

受講後、以下アンケートにご協力ください。（設問 2 問：回答時間は 2 分程度）

アンケート URL : <https://forms.gle/DUpWAMHU4wH7hJEx9>

#### 7. 連絡・問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局

水道事業課水道計画指導室

担当：田中（佑）、明渡

TEL：03-5253-8111(内線 34436,34439)

FAX：03-5253-1597

E-mail：hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp